施行　15. 4. 1
改正　16. 4. 1

学生間における差別と
ハラスメント防止に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、「学生生活規程」第４３条第２項の規定に基づき、学生間の差別とハラスメント（嫌がらせ）の防止及び排除のための措置、並びに差別とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において差別とは、次の言動や活動を指すものとする。

１．　性差による差別的言動
２．　著しく合理性を欠く差別的言動
３．　排他的なグループまたは団体活動
４．　身体的な特徴に対する差別的言動

２　本規程においてハラスメント（嫌がらせ）とは、次の言動や活動を指すものとする。

１．　相手に正当な理由なく、不快感や嫌悪感を抱かせる言動
２．　相手を正当な理由なく、中傷誹謗する言動やプライバシーを侵害する言動
３．　周囲の者に不快感を与える身体的接触行為、もしくは儀礼的範囲を超える、あるいは信頼関係の範囲を超える身体的接触行為
４．　相手が明確に拒否する性的言動
５．　相手を正当な理由なしに威圧する言動
６．　一方のみに迎合し、他方を疎んじ、もしくは故意に無視する言動
７．　生活環境を悪化させる服装もしくは言動
８．　コンパ等で望まない他の者に飲酒等を強要する言動
９．　ストーカー行為（電話、メール、尾行もしくは執拗な追跡等の行為を含む）
１０．体罰を与える行為、もしくは脅迫的な言動

（本学の責任）
第３条　本学は、差別とハラスメント問題に対処するため、修学上の適切な措置を講ずるとともに、差別とハラスメント防止のために、学生に対する啓発活動を行うものとする。
２　学生に対する啓発活動については適宜学友会との連携を図るものとする。

（差別とハラスメントの対応）
第４条　差別とハラスメント問題に対処するために本学内に差別とハラスメント対策委員会を置く。
２　差別とハラスメント対策委員会については、別にこれを定める。

（加害者等に対する措置）
第５条　本学は差別とハラスメントを行ったと判断された者に対して、学内規程に照らして厳正に対処する。

（被害者の救済）
第６条　本学は、学内において発生した差別とハラスメントの被害者に対して、適切な救済策をとるものとする。

（規程の改廃）
第７条　この規程の改廃は、学生指導委員会及び教授会の議を経て行うものとする。
２　前項の改廃にあたっては学友会の意見を聞くものとする。

附　則
この規程は、平成１６年４月１日より施行する。